

契 約 書 (案)

- 1 . 契 約 件 名 一般定期健康診断及び特別定期健康診断業務請負契約
 【単価契約】
- 2 . 業 務 仕 様 等 仕様書のとおり
- 3 . 契 約 金 額 別紙単価内訳書のとおり（消費税及び地方消費税は別途）
- 4 . 契 約 期 間 （ 契 約 年 月 日 ） ～ 令和9年3月31日
- 5 . 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 6 . 契 約 保 証 金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 石塚 智之、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部長 浅野 透を発注者とし ○○○○ ○○○○ ○○
○○ ○○ ○○を受注者として、次の条項により契約を締結する。

（ 総 則 ）

第 1 条 受注者は、本契約の条項及び仕様書に従い一般定期健康診断及び特別定期健康診断業務（以下「業務」という。）を行い、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（ 権 利 義 務 の 譲 渡 等 ）

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

（ 再 委 託 の 禁 止 等 ）

第 3 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

（履行体制の把握）

- 第4条 受注者は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行う等複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（検査及び料金の請求）

- 第5条 受注者は、対象機関毎に業務を終了したときは、速やかに報告書を発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 受注者は、検査の結果、不合格となった場合は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。
 - 4 前項の場合において生じる一切の費用は受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、発注者の検査合格後、料金を発注者に請求するものとする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（料金の支払）

- 第6条 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に料金を支払うものとする。
- 2 前項の支払期限までに発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 7 条 受注者は、この契約の実施にあたり、発注者又は第三者に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとする。

(秘密の保持)

第 8 条 発注者、受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た相互の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 9 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人もしくは受注者の使用人に不正行為があったとき
- (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき
 - (ヘ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(ト) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(チ) 受注者が、(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ト)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

（違約金）

第 10 条 受注者は、前条第 1 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額（以下「契約金額相当額」という。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第 1 号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 11 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額相当額（この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当

該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（紛争の解決）

第12条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第13条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

（ 契 約 年 月 日 ）

発注者 札幌市中央区北2条西19丁目8番
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 石塚 智之

札幌市東区北28条東1丁目1番1号
独立行政法人自動車技術総合機構
北海道検査部長 浅野 透

受注者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

別紙

	区 分	単 価	予定 人数	金額
一 般 定 期 健 康 診 断	39歳以下(35歳除く)		132	0
	35歳・40歳以上		143	0
	胃検査		101	0
	便潜血反応検査		103	0
	喀痰細胞診		69	0
健 特 康 別 診 定 断 期	VDT検査		113	0
	石綿検査		5	0
		計	666	0

消費税及び地方消費税は別途